

令和8年度入学生

入学説明会資料



令和8年2月19日（木）

会場：鶴山中学校体育館

令和7年度職場体験（2年）



令和7年度修学旅行（3年）



令和7年度運動会



令和7年度合唱祭



津山市立鶴山中学校

津山市山北290番地

TEL 0868-22-8231

FAX 0868-22-8232

HP <http://www.schoolweb.ne.jp/tsuyama/kakuzan-j/>



目 次

<input type="checkbox"/>	中学校生活について	1・2
<input type="checkbox"/>	通学について	3
	通学路について	4
<input type="checkbox"/>	入学式について	5
<input type="checkbox"/>	給食についてのお知らせとお願い	6
<input type="checkbox"/>	学用品販売について	7
	新入生学用品価格表	8
	学用品販売場所	9
<input type="checkbox"/>	1年生 年間集金予定	10
<input type="checkbox"/>	保健室から	11・12
<input type="checkbox"/>	ひまわりルームについて	13
<input type="checkbox"/>	就学援助制度について	14・15
<input type="checkbox"/>	特別支援教育就学奨励費制度について	16・17
<input type="checkbox"/>	令和8年度鶴山中学校 主な行事予定	18
<input type="checkbox"/>	「スクリレ」登録用紙	19
<input type="checkbox"/>	令和8年度鶴山中学校 教室配置図 学用品販売会場図 (学用品販売の販売場所、入り口、駐車場について)	20

＝ 中学校生活について ＝

1 学校教育目標

**命を輝かし、自らの未来を切り拓く生徒
～高い人間力を持つ生徒の育成～**

めざす生徒像

- ・夢や目標をもち、主体的に学ぶ生徒
- ・自他を尊重し、自ら考え、行動できる生徒
- ・地域を愛し、地域に貢献できる生徒

2 中学校生活について

(1)日課表

日 課	時 刻(月～金)
予 鈴	8:20
本 鈴(出欠確認)	8:25
朝学習	8:25～ 8:35
短学活	8:35～ 8:45
1校時	8:50～ 9:40
2校時	9:50～10:40
3校時	10:50～11:40
4校時	11:50～12:40
昼 食(含昼休み)	12:40～13:30
予 鈴	13:30
5校時	13:35～14:25
6校時	14:35～15:25
清 掃	15:25～15:40
短学活	15:45～15:55
部活動	～17:00
下 校	17:00～17:30

※部活動の活動時間

4月から地区予選会まで	
活動終了	17:15
完全下校	17:30
地区予選会から県秋季大会まで	
活動終了	17:00
完全下校	17:15
県秋季大会から1月末まで	
活動終了	16:45
完全下校	17:00
2月1日から学年末テストまで	
活動終了	17:00
完全下校	17:15
学年末テスト以降	
活動終了	17:15
完全下校	17:30

※ 水曜日は5校時後、短学活になります。

(2)教科等 ……教科担任制で教科ごとに先生がかわります。

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術家庭、
英語、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習

(3)部活動……原則平日3日(火木金)2時間程度まで

野球、サッカー、ソフトテニス、バスケットボール、柔道、吹奏楽、アート&クラフト

※陸上競技、水泳、新体操等、中学校体育連盟の主催の試合には、参加することができます。

※地域移行については、別紙で説明します。

3 服装等について

(1) 制服

◇学校指定のものをきちんと整えて着用する。

- ・黒のつめえり標準学生服、濃紺サージセーラー服
- ・標準学生ズボン、またはスカート、学校指定の半ズボン（別紙参照）
- ・白カッターシャツ、白の綿ブロード半袖セーラー服、学校指定のポロシャツ（サックスブルー）
- ・学校指定のセーター・ベスト（別紙参照）

◇学生服のボタンについては購入時のボタンで良いことにしています。

※今年度より水泳の授業はありませんので、学校用の水着の購入はしないでください。

(2) 名札について…ポケットの上に取り付ける。ただし登下校時については各自の判断で取り外してもよい。

(3) ソックス …無地の白、黒、灰色または紺系統とする。

(4) 防寒着について

・防寒着、防寒具の指定はありません。

※ただし、原則、防寒着は校舎内では着用しない。登下校のみとする。

・制服の下に着るセーターなどは、上着からのぞかないものとする。

(5) はきもの

・通学靴は、運動に適したものとし、体育の授業で十分使えるものとする。

・上ばき・体育館シューズは、指定のもので、間違えるのでかかとに名前(姓)を縦に記入する。

(6) 体育時の服装

・令和7年度より体操服が新しくなりました。※以前の体操服でも構いません。

・上着の左胸に名前入りのゼッケンをつける。学校指定の体育館シューズを使用する。

(7) かばん

・原則として自由。ただし、学習活動に必要なものが十分入り、丈夫で機能的なもの。

(8) 頭髪について

・パーマ、着色、脱色はしない。（縮毛矯正などの場合はご相談ください。）

(9) 不要物について

・学校生活に必要なお金や菓子類、スマートフォンなどの不要物は持ってこない。

(10) 器物の損壊について

・原状復帰を原則とし、弁償をしていただきます。

・破損した物により、高額の支払いとなる場合があります。

（※保険に加入されておくこともご検討ください。）

(11) 欠席連絡について

・原則、【スクリレ】での連絡をお願いします。（電話での連絡もできます。7:30以降）

通学について

1 通学路について

ご家庭でよく話し合い、安全な道を通学路として決めて下さい。なお、次のページに示した場所は、危険ですので、ご確認下さい。

* 入学後の安全な通学のため、入学前に、お子様と保護者様で一緒に通学路を確認して下さい。

2 通学方法について

(1)原則として、2 km 以内を徒歩通学区域とします。

(2)自転車通学の区域は、原則として南小学校区及び南新座地区、田町・鶴城地区、総社西地区、山下・中央 A B 地区、田中地区とします。

(3)2 km 以内でも特別な理由での申請があれば許可する場合があります。ただし、自転車置き場の利用台数によっては許可を取り消す場合があります。

(理由例) 放課後の習い事に行くときに、1 度家に帰ると時間が間に合わなくなってしまう。

3 自転車通学のきまり

(1)「自転車通学申込書」を提出し、「自転車通学許可書」を受け取った生徒は、通学用自転車に学校の定めた鑑札(ステッカー)をつけます。

(2)自転車に乗る場合は、必ずヘルメットを着用し、雨天の場合は雨ガッパを着用します。ヘルメットは学校で買えますが、「安全マーク」があれば学校で購入しなくてもよいです。

(3)交通規則を厳守し、これに反することや危険な運転をしないこと。傘さし運転や二人乗りは絶対にしてはいけません。

※違反の場合は自転車通学を禁止することもあります。

(4)通学用自転車について

①自転車はからだにあったものを使用し、じゅうぶん整備しておくこと。

(特にハンドル、ブレーキ、ベル、前方ライトなど)

②下記に示すものは必ずつけなければなりません。

・ベル ・カギ ・前方ライト(10m先の障害物が確認できるもの)

・防犯登録証 ・学校の鑑札 ・尾灯(100m後ろから確認できるもの)

※夜行テープは安全のためできるだけつけましょう。

③サイドステップはつけないこと。

④安全性を考慮し、通学に適した自転車をお選び下さい。

(5)その他

①カバンは、荷台につけるか、背負うことが望ましいです。

②通院、傷病の場合は、特別許可をすることがあります。

③自転車通学者は、自転車保険に加入することを強く推奨します。

※人と接触して大きな事故となり、多額の賠償金を請求されるケースがあります。

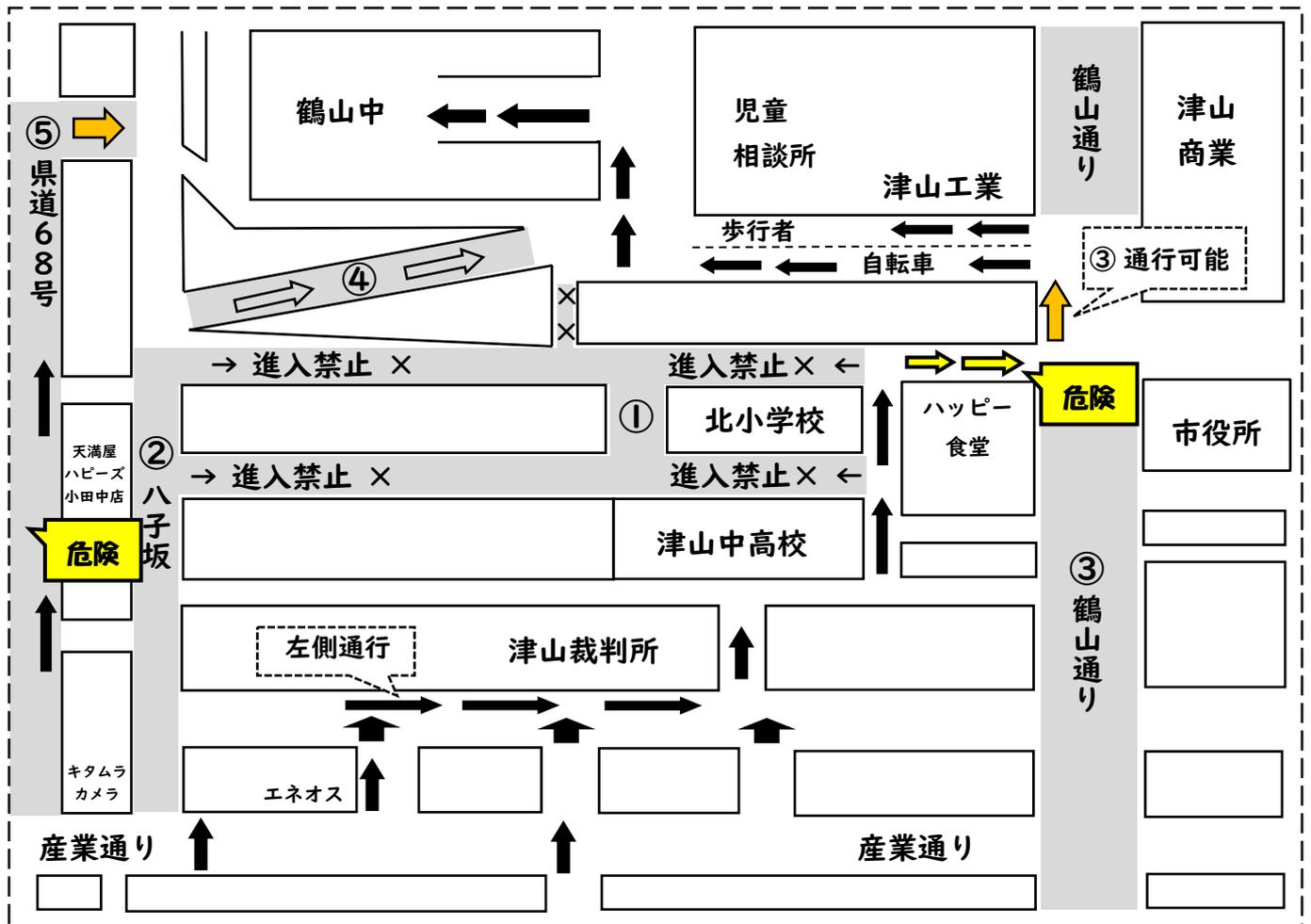
R8年度 鶴山中学校通学路について

【通行制限区域】

- ① 北小周辺道路 … 自転車・徒歩ともに通行禁止
- ② ハ子坂 … 自転車通行禁止（押して歩くのも×）
- ③ 鶴山通り … 登校時、自転車通行禁止（押して歩くのも×）※一部通行可能（下記の図）
- ④ グランド南坂道… 登校時、自転車に乗ってはいけない（押して歩くのは○）
- ⑤ 県道68号 … 登校時、自転車は武道場裏の分岐点まで行く（途中で右折しない）

【通行危険区域】

- ハッピー食堂北側道路
 ※朝は道幅が狭いだけでなく交通量が非常に多いです。車との接触に十分気をつけること。
- 津山裁判所前 → 津山商業南西の交差点から津山工業までの鶴山通り → 津山工業南側
 ※裁判所前は基本的に、徒歩も自転車も左側を通行すること。
 ※津山工業南側は、自転車は左側を歩行者は歩道を通行すること。
- 商店街… 自転車についての規制はありません。並進やスピードのだし過ぎには注意してください。
- 県道68号天満屋ハピーズ小田中店前付近の坂道（下校時）
 ※事故の発生が多い箇所です。並進やスピードのだし過ぎには注意してください。



= 入学式について =

1 入学式について

(1) 日 時 令和8年4月10日(金)

(2) 受 付 午前8時30分～8時50分

*新入生は8時50分までに教室入室

クラス発表を見てから、会議室前で、クラス別に受け付けます。

(受付後は、保護者様は体育館、お子様は教室へ行ってください。)

(3) 入学式 午前9時30分～10時30分 体育館にて

(入場9:25の予定)

(4) 式 後 入学式後、新入生は各クラスで学活を行います。

学活後、学級で保護者の皆様には、PTA役員についての説明があります。(下校は12:00頃になります)

(5) 入学式当日の持参物について

◎就学通知書 住所、氏名、生年月日など記載事項にまちがいがあるときは、事前に津山市教育委員会学校教育課就学事務係に連絡して、訂正しておいてください。

◎家庭環境調査票(本日の資料用封筒に同封しています。)

◎教科書を入れるかばん(当日教科書を配付します。)

◎上ばき 体育館シューズ(2日目から使用します。)

◎春休み課題(小学校から配付予定)※付録のテストも採点して提出

《2/19・3/19に未提出の方》

◇学校給食利用申込兼学校給食費納付誓約書

◇(該当者)自転車通学申込書(許可された地域の自転車通学希望者)

◇(該当者)届け出済みの振替口座利用申出書

2 諸連絡

○2/19《本日》・3/19《学用品販売》に名簿の確認をしていただきます。

(入学式・生徒名簿等で使用します。)

○小学校で使用した習字道具は、中学校でも使用するので保管願います。

○”スクリレ”のアプリのダウンロード及び登録をお願いします。

入学後に連絡ツールとして使用します。

○春休みの課題にしっかり取り組み、入学準備を進めてください。

給食についてのお知らせとお願い

◎ お知らせ

- 1 アレルギーなどが心配の場合は、学校食育センターの判断基準や指示にしたがって、除去食対応、弁当持参などで対応することができます。

※医師による意見書、学校生活管理指導表を提出してください。

(乳糖不耐性については意見書のみの提出)

- 2 エプロン・三角巾は各自で用意してください。準備時のエプロン等を忘れた場合、予備のエプロンを貸し出します。洗って早めに返却してください。三角巾にはアイロンをかけてください。エプロンはジーンズ生地のため、洗濯の際、他の布地に色がうつる可能性がありますのでご注意ください。
- 3 欠席した場合の給食は、学校で処分させていただきます。持ち帰りやことづけることはできません。
- 4 継続する欠席の場合は、保護者の申し出により給食を止めることができます。
ただし、欠席連絡から給食配給停止まで時間がかかります。緊急で短期間の欠席の場合は連絡されても給食を止めることができないことがありますので、ご了承ください。
また、停止分の返金は連絡された日からではなく実際に給食配給が停止された期間のみの金額になります。
- 5 献立表は前月末には配布します。その他に配合表を希望される方は中学校まで申し出てください。

◎ **お願い** 次の場合は、個人で費用を負担していただきます。

- 1 貸し出し用の予備エプロン等を紛失した場合は、実費で弁償していただきます。

予備エプロン	990円
予備三角巾(バンダナ)	110円
予備用袋	330円

1セットは、1430円です。

(R8. 2月現在)

- 2 故意に、給食に関わる器具、台などを破損、破壊した場合は、協議し弁償していただくことがあります。

学用品販売について

1 販売日 令和8年3月19日(木)

2 場所 鶴山中学校 中棟1F各教室

3 時間 14時00分～15時30分(受付13:50)

北小学校 14:00～学用品販売(中棟1F各教室)

南小学校
西小学校
その他の小学校 } 14:45～学用品販売(中棟1F各教室)

4 提出物 ・ 自転車通学申込書(自転車通学希望者のみ)

《未提出の方は》

- ・ 学校給食利用申込兼学校給食費納付誓約書
- ・ (該当者)届け出済みの振替口座利用申出書

- 5 お願い
- ・ お車はグラウンドへお停めください。
 - ・ 受付を済ませてから、順次ご購入ください。
 - ・ 自転車通学を希望される方は、受付にて「自転車通学申込書」をご提出ください。
 - ・ 混雑緩和のため、釣銭のいらないよう前もってご用意ください。
 - ・ スリッパ(上履き)と買い物用の袋等をご持参ください。
 - ・ 入学するお子様の同伴をお願いします。
 - ・ 当日ご都合の悪い方は、**3/4(水)**までにご連絡ください。

鶴山中学校 22-8231

新入生学用品価格表

品 目	サイズ	販売価格	備 考
美術 デザインセット		3,600 円	美術
ネクタイ	女子	750 円	
アルトリコーダー		2,410 円	音楽
体操服 長袖	SS~4L	5,700 円	
体操服 長ズボン	SS~4L	4,800 円	
体操服 半袖	SS~4L	3,600 円	
ハーフパンツ	SS~4L	3,100 円	
体操服 長袖Tシャツ	SS~4L	4,100 円	
上履きシューズ		2,200 円	青色(学年 カラー)
体育館シューズ		4,100 円	
体育館シューズ袋		380 円	
ヘルメット		3,100 円	校章シール 付き

- ※ 制服は、市内取扱い店舗でご購入ください。
 ※ 美術デザインセットの単品での購入は、
 後日購買にてお願いします。
 ※ なるべく釣銭のいらないように、ご準備ください。

◎美術デザインセット

<ul style="list-style-type: none"> ・ ターレンスポスターカラー 12色パレット付き ・ スケッチブック ・ 直定規 30cm ・ 面相筆(中) ・ 彩色筆(中) ・ 平筆(4号) ・ ターナーフリーバッグ 	3,600 円
---	---------

サイズ表

◎体操用シャツ【半袖・長袖】

サイズ	身長	胸囲
SS	155~165	76~84
S	160~170	82~90
M	165~175	88~96
L	170~180	92~100
LL	175~185	96~104
3L	180~190	100~108
4L	185~195	104~112

◎体操用ズボン【ハーフパンツ・長ズボン】

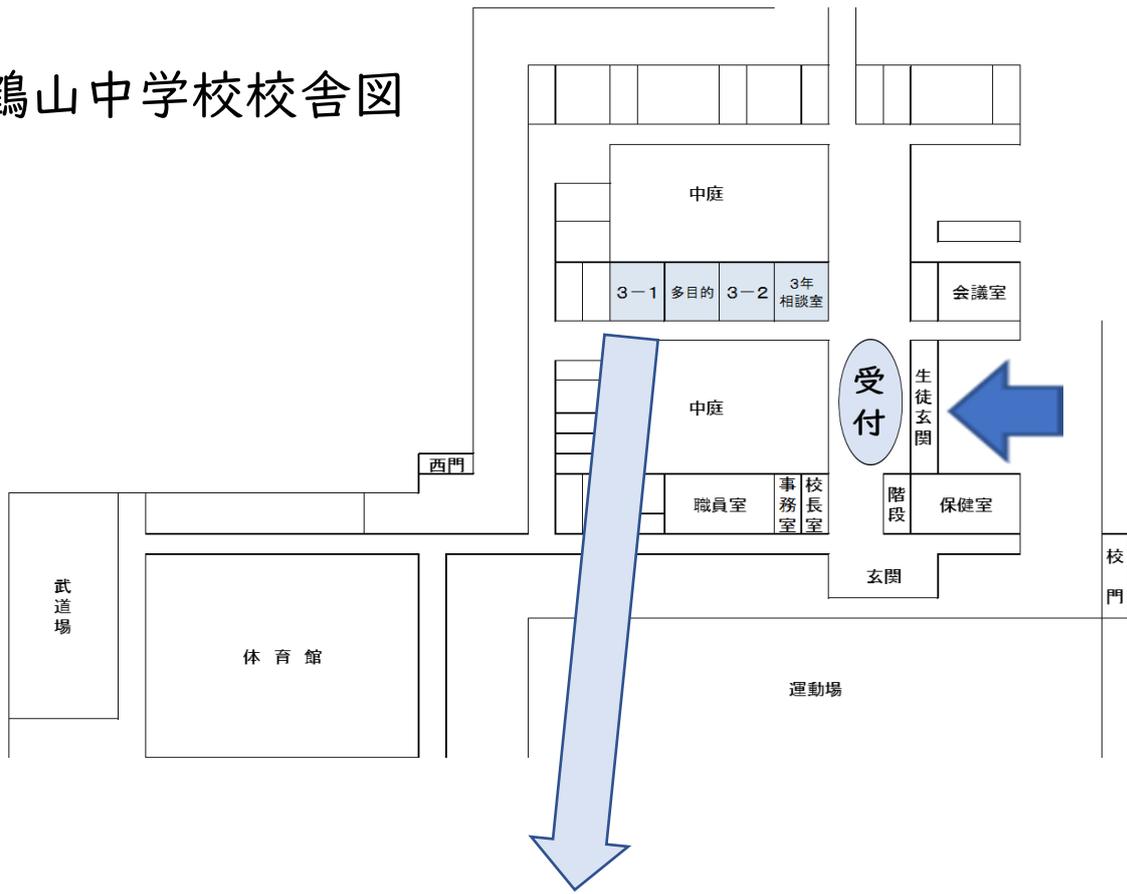
サイズ	身長	ウエスト
SS	155~165	66~74
S	160~170	70~78
M	165~175	74~82
L	170~180	78~86
LL	175~185	82~90
3L	180~190	86~94
4L	185~195	90~98

◎体操用長袖シャツ【ロンT】

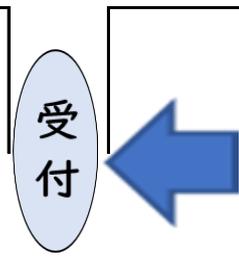
サイズ	身長	胸囲
SS	155~165	76~84
S	160~170	82~90
M	165~175	88~96
L	170~180	92~100
LL	175~185	96~104
3L	180~190	100~108
4L	185~195	104~112

学用品販売場所(中棟1階)

鶴山中学校校舎図



体育館シューズ	体操服	デザインセット	ヘルメット	
シューズ袋	長袖			
上履きシューズ	長ズボン	アルトリコーダー	ネクタイ	
	半袖			
	ハーフパンツ			
	長袖Tシャツ			
(3-1)	(多目的教室)	(3-2)	(3年相談室)	



令和8年度 1年生 年間集金予定

〈生徒集金〉 ※引落日 毎月20日 (但し7月と12月は10日)

一 年	費目内訳	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	計
	PTA会費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			6,000
	学 習 費	1,200								1,200
	生徒活動費	0								0
	文化体育活動振興基金	0								0
	学校用品費等	1,760								1,760
	副教材費	1,540	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	3,000	2,005	29,045
	合 計	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	3,000	2,005	38,005

※上記はR7年度1年生の集金額です。 変更になる場合があります。

〈給食費〉 ※引落日 毎月5日

全 学 年 共 通	費目内訳	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	計
	給食費	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	6,275		

給食費(年間予定額) … 54,275 円 (一食単価325円×167食)

※上記金額は予定額です。一食単価の値上がりがある場合は変更になります。

〈口座引き落としについて〉

- ・生徒集金は、5月から1月までの8回(8月を除く)に分けて集金します。
- ・給食費は、5月から12月までの7回(8月を除く)に分けて集金します。
- ・給食回数の変更による年間の給食費の過不足につきましては、12月で調整します。
- ・副教材費の材料費・実習費などの過不足につきましては、1月で調整します。
- ・引落手数料が1回につき10円必要です。集金額と合わせて預金口座より引き落としとなりますのでご了承ください。

保健室から

令和8年度

学校での安全管理には万全の配慮に努めておりますが、緊急のけがや疾病については、次の様に対応したいと思っています。その場合必ず保護者連絡をさせていただきます。また、対応によっては関係書類の提出が必要なものもあります。必ず学校へ連絡ください。

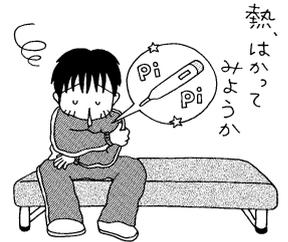
医療機関の受診が必要な場合(けが等)

保護者へ連絡しますので、原則来校いただき、医療機関へ受診願います。場合によっては救急搬送をさせていただくこともあります。その場合、搬送先の医療機関が分かり次第お知らせしますので、保護者の方も医療機関へ行っていただくようになります。



発熱・体調不良などの場合

保健室で休養しても回復しない場合や、状態が悪い場合は保護者の方へご連絡させていただき、早退の手続きを取ります。携帯電話番号が変わったり、職場が変わった際にはお知らせください。状態によってはお迎えに来ていただきます。本人が自転車等で下校する場合があります。



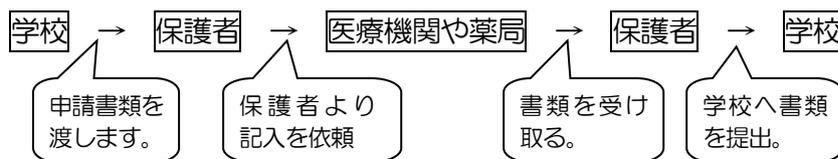
災害給付制度 日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」は、学校の管理下（登下校、休日の部活動も含む）において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金が給付される制度です。（子ども医療制度で窓口負担がなくても、見舞金分が給付されることがあります。）学校管理下での災害で医療機関を受診される場合には、給付手続きをさせていただきますのでお知らせください。申請に必要な書類をお渡しします。

申請書類は、医療機関や薬局での記入が必要ですので、保護者の方が医療機関や薬局へ提出して記入頂いた後、学校への提出をして頂くようになります（下の図参照）。

災害給付金の支給は、手続きの都合上、2～3ヵ月後になります。

【申請までの流れ】 月ごとに記入が必要です。



申請手続きをします。



【注意事項】

- けが発生日から2年間請求がない場合は、時効となります。
- 保険がきかない治療を受けた場合や医療総額が5,000円未満の場合、また交通事故などで損害賠償を受けた場合は申請の対象となりません。

食物アレルギーの給食対応

小学校で配付された書類をよくお読みになり、対応希望の方は必要な手続きを行ってください。提出先は小学校です。4月の給食のスタートに間に合うよう、早めの手続きをお願いします。その場合、入学前に保護者の方とお子様との面談をさせていただきます。面談については、中学校の方から保護者の方へご連絡をさせていただき、日程調整を行います。年度途中からの申請も出来ますので、その都度ご連絡ください。

毎年2学期末から3学期はじめのあたりで、次年度の対応希望調査を取ります。継続して対応を希望される場合や対応を中止する場合などは、病院へ受診し関係書類の提出が必要になります。不明な点がありましたら、養護までお尋ねください。

感染症にかかったら

学校で広がる可能性がある感染症にかかった場合、「出席停止」の対応をとらせていただきますのでご連絡ください。

治癒して登校する際には、医療機関を受診し「治癒証明書」に記入をしていただき学校へ提出ください。

なお、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症に罹った場合は、「出席停止経過報告書」の提出が必要になります（治癒証明は必要ありません）。保護者の方が記入し、登校の際に学校へ提出ください。



健康教育相談

体や心の悩みなどお子様の相談だけではなく、保護者の方もお子様の健康や教育に関わっての心配事は遠慮なくご相談ください。

また、スクールカウンセラーによる面談もできます。希望される方は、担任を通じて申し出て頂くか、学校へご連絡ください。



鶴山中学校 自立応援室

ひまわりルーム



—学校に行きにくい、教室に入りづらい生徒のための応援室—

登校や、教室に入ることに難しさを感じている生徒一人一人の状況を把握し、相談しながら、生活面や学習面の支援、体験活動や教育相談などを行います。その中で、生徒自身が自分と向かい合い、自分に合った進路を考え、将来、社会的自立ができるようにサポートをしています。

【進路実現に向けた学習】

- ・自主学習
教科の課題、苦手教科の復習
プリント、タブレットを使用
して復習など
- ・自教室での授業
- ・実技教科の作品作り
- ・定期テスト受験
など



【自立を目指した体験的な活動】

- ・野菜の栽培
- ・調理
- ・創作活動（工作、絵、手芸など）
- ・ウォーキング
- ・楽器練習
- ・コミュニケーション活動
など



その他にも…

- ・スクールカウンセラー、担当教員などによる教育相談
- ・リモートによる学校行事の視聴
なども行っています。

〈開設時間〉 8：15～最終授業時間まで（利用時間をご相談ください）

〈場所〉 鶴山中学校南棟2階

〈対応〉 担当教員（田村）・別室支援員（河本）

— 中学校の全教職員で応援します —

ご質問、利用にあたってのご相談がありましたら、
鶴山中学校 ひまわりルーム担当（田村）までご連絡ください。

TEL：0868-22-8231

保護者の皆さんへ

就学援助制度について（お知らせ）

経済的理由によって就学することが困難な児童及び生徒に対し、津山市教育委員会では就学に必要な下記の経費について援助を行っています。

○学用品費等 …《定額》

- ・学用品費・通学用品費
- ・修学旅行費及び校外活動費
- ・新入学児童生徒学用品費等（入学前に支給を受けていない1年生で当初認定者のみ）

○医療費 …《自己負担額全額》 ※生活保護を受給されている方のみ

結膜炎、中耳炎、う歯(虫歯)等の学校病の治療費

ただし、医療券を持参し、受診した場合に限りです。（事前に必ず在籍学校へ連絡し、医療券を受け取ってから受診してください。）

※生活保護以外の方は子ども医療費受給資格者証にて受診してください。

○学校給食費 …《自己負担額全額》

就学援助費の支給月は、7月、12月、3月の年3回です。

（当初認定以外の方については、認定になった月以降の援助費を上記の支給月に支給します。）

【 申 請 方 法 】

この援助制度の利用を希望される方は、在籍学校（または津山市教育委員会）に相談し、申請書類を受け取ってください。申請書類に必要事項を記入後、在籍学校へ提出してください。該当者の認定は教育委員会が行い、結果は学校長を通じて保護者へお知らせします。なお、認定審査の際、課税台帳の閲覧等公簿調査をし、場合により学校長及び地区の民生委員の意見を伺うことがありますのでご了承ください。

今年度認定となった方も、認定期間は年度末までとなっています。認定審査は毎年度行いますので、年度がかわりましたら改めて申請してください。申請書は学校から配布します。

児童扶養手当を受給している方は、申請書類に児童扶養手当証書の写しを添付してください。

その他わかりにくい点がありましたら、在籍学校または津山市教育委員会までお問い合わせください。

《裏面もご覧ください》

津山市教育委員会
学校教育課就学事務係
TEL 32-2116（直通）

【 認定要件 】

この援助を受けることができるのは、児童生徒の保護者が次のような場合で、かつ援助の必要があると認められた場合です。

1 現在、生活保護（教育扶助）を受けている方

※修学旅行費、医療費のみ支給

2 生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている方

(1) 昨年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方

- ・生活保護が停止または廃止
- ・市民税の非課税または減免
- ・国民年金の掛金の減免（全額免除該当者のみ）
- ・火災等の災害による国民健康保険料の減免
- ・児童扶養手当（ひとり親家庭または両親のいない児童生徒の養育者に支給される手当のこと。児童手当のことではありません。）の受給

※申請日現在、受給中の方が対象となります。

- ・生活福祉資金による貸付け
- ・火災等の災害による固定資産税の減免

(2) (1) 以外で、次のいずれかに該当する方

- ・日雇労働者を希望して公共職業安定所に求職申込みをしている方
- ・世帯員の市県民税課税額がそれぞれ均等割額以下の方

※未申告の場合は、この要件での認定はできません。認定審査を行う際に、課税額の確認が必要になります。世帯に所得申告をされていない方がいる場合は、公簿での確認ができないので、この要件での認定はできません。

- ・「4人世帯で世帯全体の所得が220万円以下※」の世帯と同等である方

※この所得基準額は今後、国の方針により変更になる可能性があります。

※未申告の場合は、この要件での認定はできません。認定審査を行う際に、所得の確認が必要になります。世帯に所得申告をされていない方がいる場合は、公簿での確認ができないので、この要件での認定はできません。

(3) (1) (2) 以外で、様々な事情により、給食費、学級費、PTA会費等の学校納付金を納めることが困難な方

※この要件で申請される場合は、学校長または担当者が現在の経済状況（具体的な収入額、支出の内容等）について詳しくお尋ねし、直近3ヶ月の給与明細書や離職票の写し等の提出を求めます。

特別支援教育就学奨励費制度について

津山市では、障害があり市内の特別支援学級などに就学している児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額の程度に応じ、学校生活を送るうえで必要な経費の一部を援助する制度を実施しております。

従来は特別支援学級のみ連絡をしておりましたが、平成25年に国の制度改正により対象者が拡大されていることがわかりましたので、改めて広く周知を図るためにお知らせをします。

対象者

- ① 特別支援学級に就学している児童生徒
- *② **通常学級に就学している児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒(障害の程度の詳細は裏面をご覧ください。)**
- *③ **通級指導教室に通級している児童生徒(②に該当する以外のもの。交通費のみ支給します。)**

対象となる経費

保護者の経済的負担能力により、支給区分がⅠ、Ⅱ、Ⅲの3つに分けられ、経費によって支給割合が異なります。Ⅰ・Ⅱについては次の経費が支給されますが、Ⅲについては、次の経費のうち交流及び共同学習交通費、職場実習交通費のみの支給となります。

※ 支給割合は変更となる場合もあります。

- ◇ 学校給食費 (Ⅰ・Ⅱは保護者負担の4割程度、Ⅲは支給なし)
- ◇ 交流及び共同学習交通費 (Ⅰ・Ⅱは保護者負担の全額、Ⅲは保護者負担の1/2もしくは支給なし)
- ◇ 職場実習交通費 (Ⅰ・Ⅱは保護者負担の全額、Ⅲは保護者負担の1/2もしくは支給なし)
- ◇ 修学旅行費 (Ⅰ・Ⅱは補助対象費の1/2程度ただし上限あり、Ⅲは支給なし)
- ◇ 校外活動費 (Ⅰ・Ⅱは保護者負担の1/2程度ただし上限あり、Ⅲは支給なし)
- ◇ 学用品購入費 (Ⅰ・Ⅱは国の補助上限額定額支給、Ⅲは支給なし) ※1

ノート、筆記用具(鉛筆・消しゴムなど)、文房具用品(はさみ・のり・定規・絵の具など)、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴、体操服、実験・実習用の材料、作業衣等、通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等) ※座布団・靴下・肌着・自転車・学習机・眼鏡・鉛筆削り器等対象外有り※
- ◇ 新入学児童・生徒学用品費等 (Ⅰ・Ⅱは国の補助上限額定額支給、Ⅲは支給なし) ※2

ランドセル、カバン、通学用服、通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等) 但し、小学1年生と中学1年生が支給対象です。 ※座布団・靴下・肌着・自転車・学習机・眼鏡・鉛筆削り器等対象外有り※

※1、※2について、令和5年度からレシート等不要定額支給に変更となりました。令和4年度までは購入等の実態に基づき支給されるため、領収書またはレシートを等で確認したうえでの支給でした。経費の用途は、従来通りですので、目的外の使用が無いよう十分ご留意下さい。

- *◇ **通学に要する交通費** (公共交通機関の利用に係る交通費〔通学定期代〕に限る。Ⅰ・Ⅱは保護者負担の全額、Ⅲは保護者負担の1/2)

支給されない場合

次に該当する場合はすべて支給されません。

- (1) 特別支援学級に就学している児童生徒の保護者が、世帯の収入額などを考えて、就学奨励費の支給を辞退された場合(辞退届を提出してください)。
- (2) 児童福祉法による児童福祉施設、指定療育機関等に通所、入所または入院し、その施設で就学に係る措置費または療育費給付を受けている場合。
- (3) 就学援助費の支給を受けている場合。

「特別支援教育就学奨励費」制度とは別に、経済的にお困りの方へ、給食費や学用品などを援助する「就学援助」制度があります。就学援助と特別支援教育就学奨励費を同時に受けることはできません。就学援助の方が、給食費自己負担額全額給付等手厚いです。児童扶養手当受給中や非課税世帯の方は就学援助の対象ですので就学援助の申請をされることをお勧めします。

***学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度**

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高いもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デジベル以上のもののうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が 1 の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が 1 の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※複数の障害があるものについては、障害が最も重いもので判断します。

支給を受けるための手続き

- ① 特別支援学級に就学している児童生徒は、特別支援学級を通じて 4 月～5 月上旬にかけて申請のご案内をしております。

***② 通常学級に就学している児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると思われる場合(*平成 25 年度～平成 30 年度までの該当者は申請可能)**

- (1) 津山市教育委員会（学校教育課 直通 TEL：32-2116）へお申し出ください。
 (2) 過去に津山市教育委員会で教育支援委員会等専門家による判断を受けていない場合は、専門家による判断を受ける必要があります。（判断につきましては、教育委員会で対応しますが、場合によっては医師の診断書等必要な書類を提出していただくことがあります。）
 [※この「専門家による判断」は、児童生徒の就学先の変更を判断するものではありません。]
 (3) 専門家の判断が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に該当するとの結果である場合は、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」（様式は申し出後にご案内します。）を提出していただく必要があります。

※前年度以前に該当の判定済の場合は、申請のご案内を各学校で個別にいたします。

***③ 通級指導教室に通級している児童生徒**

- (1) 公共交通機関を利用して通級している場合は、通学定期代に限り支給の対象となりますので津山市教育委員会（学校教育課 直通 TEL：32-2116）へお申し出ください。「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」（様式は申し出後に学校を通じてご案内します。）を提出していただく必要があります。

★ このご案内は、制度周知のため全ての保護者へ配付しております。

制度でわかりにくい点がありましたら、学校教育課就学事務係までお問い合わせください。

★ **就学援助制度は、給食費の自己負担額全額を給付します。**
奨励費は、給食費の自己負担額の4割程度給付します。 申請を迷われる方は、学校教育課就学事務係までご相談下さい。

津山市教育委員会
 学校教育課就学事務係
 TEL32-2116(直通)

令和8年度 鶴山中学校の主な行事予定(2月現在)

月	主な行事
4	10 入学式 17 新入生歓迎会 24 授業参観・PTA総会 28～5/1 二者懇談(希望者)
5	15・16 津山市総体 22 確認テスト(30分×5教科) 25 美作地区陸上県予選大会 29 授業参観
6	19～21 美作地区総体 30・7/1 期末テスト
7	15・16 三者懇談 17 終業式 18～ 岡山県総体 28 美作地区総体大会(陸上)
8	26 全校登校日(課題テスト) 27 始業式
9	19 運動会 25 生徒会役員選挙
10	1・2 中間テスト 9・10 岡山県秋季大会美作地区予選 23 合唱祭 31・11/1 県秋季大会
11	25・26 期末テスト
12	22・23 三者懇談 24 終業式
R9年 1	7 始業式 7・8 課題テスト 29 授業参観
2	
3	2・3 学年末テスト 25 修了式・退任式

R8年2月現在の予定です。変更もあります。

保護者の皆様へ

「スクリレ」登録案内書

ご登録にあたり、保護者の氏名やメールアドレスなどの個人情報は取得いたしません。

この登録案内書で登録できるのはご家族で1端末のみです。2端末目からは、アプリ内の[メニュー]>[家族間共有]の「招待QRコード」をお使いください。

STEP1 「スクリレ」アプリを起動する

初めてご利用する方(アプリインストール)

右の二次元バーコードを読み取る、または、アプリストアで「スクリレ」を検索してください。



ご利用中の方

アプリ内の[メニュー]>[受信クラス設定]に進みます。

STEP2 児童生徒を登録する

登録情報は以下の通りです。アプリ内の手順に従い、「クラスQRコード」をカメラで読み取ります。

読み取れない場合は、「クラスコード」を手入力してください。

クラス	2025年度6年生（次年度入学予定者）	クラスQRコード 
出席番号	ここに、児童生徒の出席番号を記入してください	
クラスコード	18787-00367-43716-31029	
登録案内書の有効期限	2028年1月23日 午前11時 まで	

重要

引継ぎコードの保管

機種変更や故障などでアプリが利用できなくなった場合に、元の情報を引き継ぐために必要なコードです。
アプリ内の[メニュー]>[引継ぎコード発行]から確認できます。
必ずメモをして、この登録案内書と一緒に保管してください。



ここに引継ぎコードをメモしてください。

■お困りのときは、まずこちらをご覧ください

<https://knowledge.sukurire.jp/knowledge>



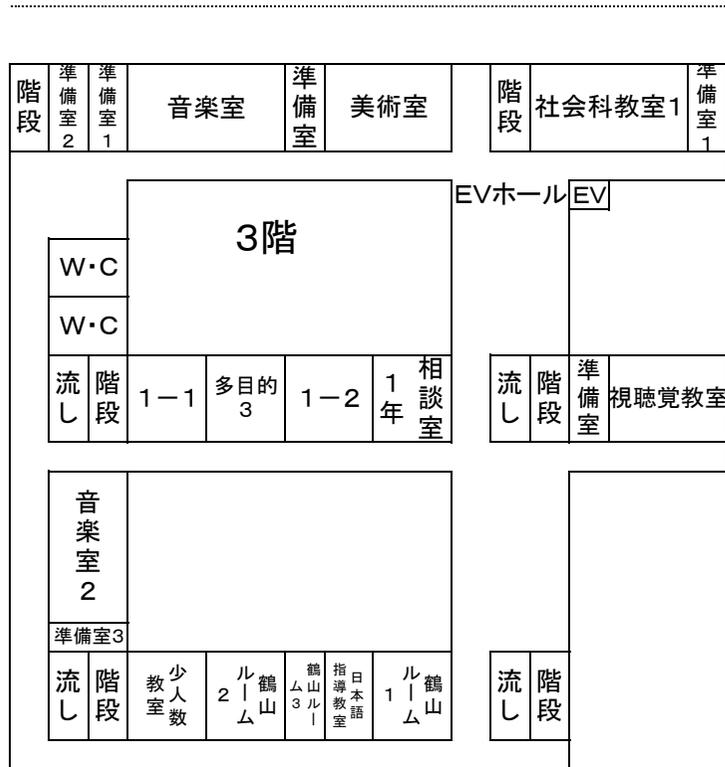
■お問い合わせはこちら

<https://info.sukurire.jp/inquiry/parent/input/>

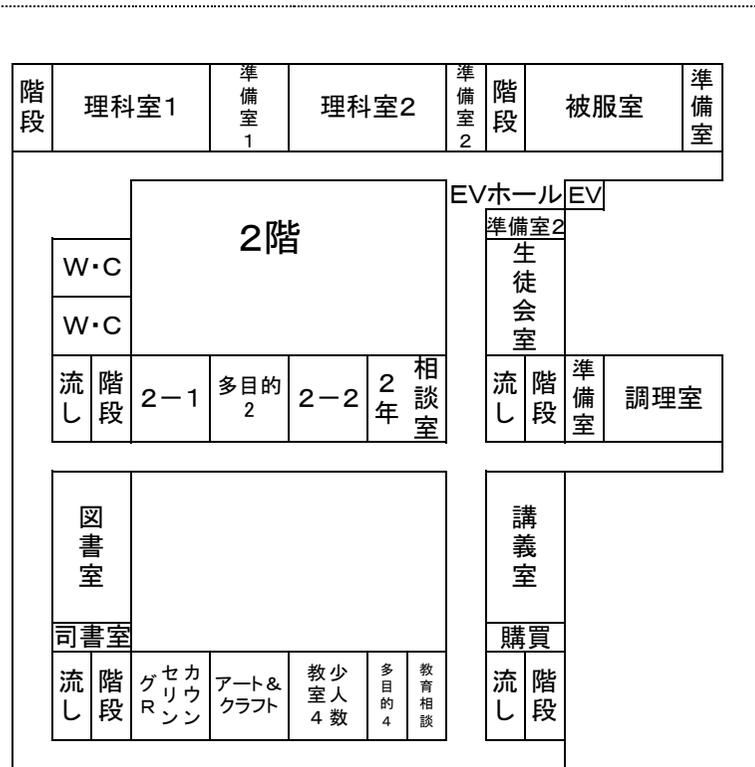


● スクリレは、理想科学工業株式会社の登録商標または商標です。 ● QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

R8年度鶴山中学校 教室配置図(学用品販売会場図)



※鶴山R1 特別支援(知的)
鶴山R2,3 特別支援(自・情)



※ひまわり 別室指導



北小学校 14:00~

南小学校 } 14:45~

西小学校 }

- 運動場が駐車場になっています。お車は運動場にお停め下さい。
- 駐車後は、徒歩で生徒昇降口より校舎内にお入り下さい。
- 生徒昇降口に受付がございますので、全員受付をお願いします。
- 自転車通学を希望される方は、受付にて「自転車通学申込書」と「自転車鑑札代300円」を提出して下さい。
- 受付が済んだ方から、順次ご購入ください。
- 混雑緩和のために釣り銭のいらぬように前もってご用意下さい。
- スリッパ(上履き)と買い物用袋をご持参下さい。
- 入学されるお子様の同伴をお願いします。
- お手洗いは、校舎1階のトイレをご利用ください。

徒歩

駐車は運動場をお願いします

車の流れ

